



2018年7月23日号

目次

(W&B No. 201805CY)

1. 2018年上半期の中国特許・商標出願などの出願動向(2018年7月10日)
2. 国家知識産権は2017年中国知識産権発展状況評価報告書を公表(2018年6月20日)
3. 商標評審委員会は2017年の商標再審事件を分析報告(2018年6月11日)
4. 商標評審委員会は2017年の商標行政不服訴訟結果を分析報告(2018年6月19日)

【1】2018年上半期の中国特許・商標などの出願動向(2018年7月10日)



国家知識産権局は、7月10日に新組織になってから初めての新聞発表会を行い、2018年上期の知的財産権の出願などの動向を発表した。

それによると、発明特許出願と登録はそれぞれ75.1万件(前年同期以下同じ、56.5万件、+33%)と21.7万件(20.9万件)、実用新案もそれぞれ102.9万件(75.8万件、+36%)と73.9万件(44.6万件)、意匠は32.4万件(27.5万件、+18%)と27.3万件(20.2万件)で、発明と実用新案は依然30%を超える増加を示している。なお、PCT出願は2.3万件(2.1万件)。

特許出願拒絶査定不服審判請求は1.84万件、同審決数は1.56万件、また、特許無効審判請求は2,445件、同審決数は2,433件で、これらのいずれも増加傾向である。

集積回路配置設計は1,993件(1,205件、+65%)、登録は1,636件(1,119件)と増加した。

商標出願は358.6万件で月平均76万件に及び、商標出願の審査は306.5万件、審査協力センターが6か所に増え、審査期間は7か月前後まで短縮された。地理的表示(GI)保護出願は10件で、46製品のGIが登録され、135の企業が使用を開始した。2018年6月末までに登録されたGIは2,359製品、その内、外国は61製品である。

2018年上期は以下のような特徴をあげることができる。

①中国の知的財産の創出と運用は安定。国内の発明特許の登録と保有数の前年同期比はそれぞれ6.5%と19.5%の増加、1万人当たりの発明特許保有件数も前年同期比0.8件増加し、10.6件に達した。商標登録の利便性も向上し、商標登録出願数も前年同期比57.5%

と増加した。

②中国企業のイノベーションは引き続き強固。中国国内の発明特許の登録と保有数の内、企業が占める比率は夫々63.8%と67.2%。また、中国企業による発明特許の5年以上保持率は71.2%になっている。

③中国企業の海外での知的財産権出願数量は着実に増加。今年6月までに100件以上のPCT国際特許出願をした企業は17社、また、5月までのマドプロ商標出願は、2,228件と前年同期比80.7%増加した。

④知的財産権保護環境の更なる最適化。上半期の特許行政執行法対象事件は前年同期比29.5%増加し、その中で特許紛争事件と虚偽表示事件もそれぞれ41%と14%増加した。また、商標法違反事件は1.36万件、総額2.1億元(約35億円)に及んでいる。

2018 年上期の中国企業発明特許出願と 1 万人当たりの発明特許出願の多い地区のランキングは下記の通り。

順	会社名	件数
1	華為技術有限公司 (Huawei)	1,775
2	中国石油化工股份有限公司 (SINOPEC)	1,569
3	広東欧珀移動通信有限公司 (OPPO)	1,520
4	国家电网公司 (State Grid)	1,242
5	中興通訊股份有限公司 (ZTE)	1,028
6	京東方科技集团股份有限公司 (BOE)	904
7	珠海格力電器股份有限公司 (GREE)	787
8	聯想(北京)有限公司 (Lenovo)	697
9	騰訊科技(深圳)有限公司 (Tencent)	664
10	中国石油天然氣股份有限公司 (CNPC)	557

地区名	件数
北京市	102.5
上海市	44.5
江蘇省	24.4
浙江省	21.6
広東省	20.8
天津市	19.6
陝西省	9.6
福建省	8.9
安徽省	8.6
山東省	8.1

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/zcfg/tjwx/1126077.htm>

<http://www.sipo.gov.cn/twzb/gjzscqj2018ndsldlxwfbh/index.htm>

<http://www.sipo.gov.cn/docs/2018-07/20180711154937388908.pdf>

## 【2】 国家知識産権は 2017 年中国知識産権発展状況評価報告書を公表 (2018 年 6 月 20 日)

国家知識産権局の知識産権発展研究センターは、6 月 20 日付で「2017 年中国知識産権発展状況評価報告書」を公表した。

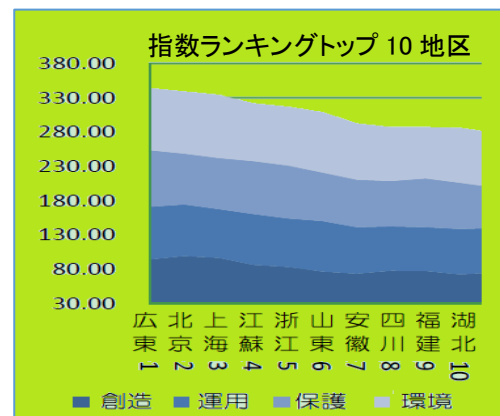
40 か国の中では 14 位から 10 位まで順位を上げ、世界でも上位に位置したと報告している。



発明特許登録、同維持率、PCT 特許出願、商標登録、著作権登記、植物新品種登録、集積配置回路配置登録、革新技術の増加率、知的財産権譲渡や許諾、訴訟や行政法執行などデータをもとに分析したところ、2010 年を 100 として 2018 年の総合発展指数が 218.3 を示し、年平均 9% の高い成長を続けており、OECD と BRICs

報告書は以下の 7 章から構成されている。

1. 知的財産権発展状況評価指数体系  
評価は創造、運用、保護、環境の要素から体系化して、評価を行っている。
2. 全国の知的財産権総合発展状況  
評価要素ごとに全国と 31 の地区別に発展状況を対比分析し、さらに総合的な評価を行っている。

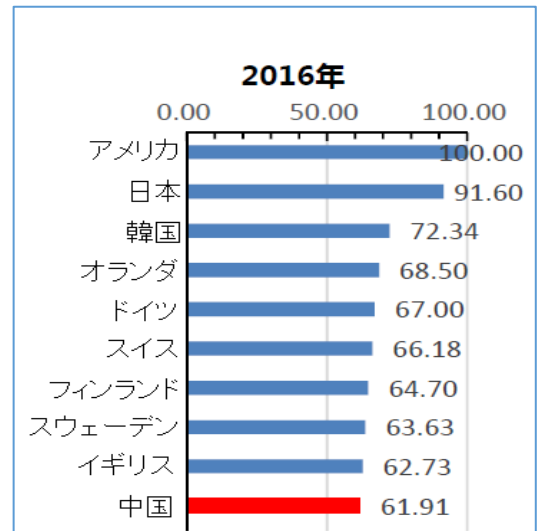


3. 地域ごとに知的財産権の創造発展状況
4. 地域ごとに知的財産権の運用発展状況
5. 地域ごとに知的財産権の保護発展状況
6. 地域ごとに知的財産権の環境発展状況
7. 中国の発展状況と国際比較

2015年と2016年の統計をもとに中国の位置づけを分析、評価している。図表右はアメリカを100とした場合の各国の知的財産発展水準を指数化したものであり、中国を2017年は14位から10位に上昇したと評価している。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1125356.htm>



<http://www.sipo.gov.cn/mtsd/1125512.htm>

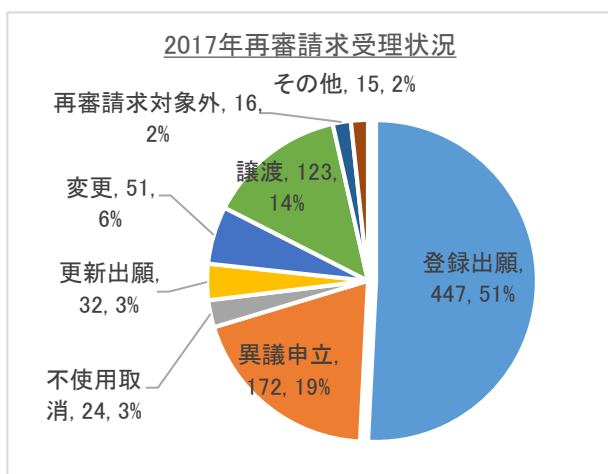
### 【3】商標評審委員会は2017年の商標再審事件を分析報告(2018年6月11日)

商標評審委員会は、6月11日に「法務通信」第71期(2018年1期)を公示し、2017年の商標再審事件の状況を統計分析し、課題と対応を報告しているのをご参考まで、要点をご紹介します。

商標評審委員会は、2017年も業務改革を進め、商標登録と管理の各業務では新たな展開を達成することができた。2017年度(2016年12月11日～2017年12月10日)の商標再審事件は申請880件(対前年比+3.7%)、処理731件である。

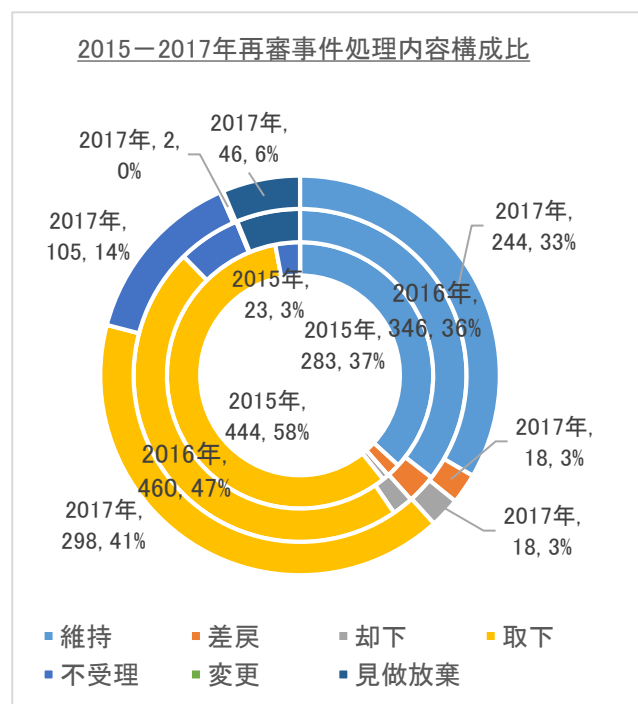
#### (1)再審請求受理状況

申請事件880件の内、受理は722件(82%)、不受理は105件(12%)、放棄は46件(5%)である。請求対象は、下記図表の通りであるが、商標登録出願が全体の51%、異議申立が19%で、全体の70%を占めている。



#### (2)再審請求審理状況

2017年は前年度の未処理の66件及び2017年の新規665件を含む731件を処理し、審決率は75.6%である。処理内容は下記図表の通りであるが、取下が298件、行政処分を取消した差戻が18件、行政処分結果の変更が2件、再審申請却下が18件である。取下は、再審中に審判官との調整が順調にいった事件と思われるが、この調整作業がうまくいかない場合は放棄となるが、最近はこの事件が増加している。



### (3)再審請求事件の特徴

商標評審委員会は2017年の再審請求事件の特徴を以下の3つの点から纏めている。

#### (i)再審請求事件数の安定と処理件数の低下

2014年の商標法改正により、異議申立主体適格の変更、登録出願の補正に対する調整、商標登録と管理の自動化システムなどを理由による再審請求数が増加したが、2017年度の登録商標出願が前年比56%も増加したなか、審判手続きでの監督的役割に加え、審査手続きでの審査基準の統一的運用を監督し、当事者による手続きや権益を保護したことから再審請求件数は年間900件前後に安定している。

#### (ii)再審請求中の補正に効果

2016年以来、再審請求の提出書類や内容の補正を標準化し、事件ごとに補正期間を設定など再審請求者の利便性の向上や行政資源の浪費防止を図った。2017年にその対象は177件あり、補正が遅延したための見直し放棄が46件、不受理が9件ある。再審請求の決着では、取下が最も一般的な方法で、40.8%を占める。

#### (iii)再審手続きへの信頼性と権威の向上

手続きのフレキシブル化、審理期間の短縮化、高品質の審理などから当事者の信頼を受け、2017年の再審請求880件から行政不服の提訴は22件のみであった。また、行政訴訟は2016年と同じく15件の提訴があり、判決が出された8件全てで勝訴し、低い上告率高い勝訴率の目標を達成している。

### (4)主要な再審実務と成果

#### (i)審理期間の短縮

商標再審請求は当事者による商標出願手続きでの紛争解決の一番の選択されている一方、商標出願の急増に伴う再審請求件数が大幅に増加する中、複雑な事件での延長を除き、法定審判期間60日以内に審判を終えることで、権利者保護とその基盤を確立している。

#### (ii)多面的な解決メカニズムの開拓

商標再審事件は複雑で多様であることから不受理事件は5日以内に決定、対象範囲外は他組織への移管、審査での査定が不適切な場合には決定の変更などの必要な対応を適宜行った。また、審査での対応不足な

ども多く、商標局と当事者の和解などによる解決を適宜行った。例えば、和解手続きの成功のため、①申請人に欠陥を補正のための合理的補正の機会を与える、②行政機関は自己ら審理スピードを上げる、③審査中に審査促進するための利便性を図る、④複雑な事件では申請人の合法的権益を考慮する。和解による復審請求取下はスピーディーな解決に繋がり、申請人にも行政にも負担が軽減できるメリットがある。商標局も再審決定を待つことが不要となり、申請人は必要な書類を提出することで関連する手続きを直接開始することができる。

#### (iii)再審請求と窓口業務

2017年より商標出願窓口で再審請求書の提出が可能となった。窓口の利便性を効果的に推進するために、事件の受理、相談、電子手続きの3つの窓口を継続的に強化し、電話による相談も重要な役割を果たしている。

#### (iv)新たな難題の解決

これまでの事件では異議申立の不承認や商標出願の不受理が大半を占めていたが、2017年度は登録類型の複雑な事件が50%を超えたために、商標局の関連部門との討論を経て、申請人の合法的商標権を公正かつ公平な観点から保護を確実にすることがなされた。例えば、商標見本の指定サイズ(縦横が5cm以上10cm以内)では表現できないタバコのパッケージの商標について、拡大図の提出を認めた事件があった。

#### (v)商標再審の規範化

①登録出願、異議、更新、不使用取消などでの典型的な事案を商標評審委員会の「法務通讯」で公示する。

②再審決定後の履行状況の監督、未履行事件の撤廃、執行難事件に対する調査や提案を実施する。

③再審技術情報の構築を進め、新しいタイプの事案があった場合はタイムリーに情報を更新し、再審技術支援に努める。

④各クラスの裁判所との交流を深めて、行政と司法の審理の標準化を進め統一を推進する。

参考サイトは下記の通り。

[http://home.saic.gov.cn/spw/fwtx/201806/t20180611\\_274571.html](http://home.saic.gov.cn/spw/fwtx/201806/t20180611_274571.html)



#### 【4】商標評審委員会は2017年の商標行政不服訴訟結果を分析報告(2018年6月19日)

商標評審委員会は、6月19日に「法務通信」第72期(2018年2期)を公示し、2017年の商標行政不服訴訟事件の状況を統計分析し、状況を報告しているため、ご参考まで、要点をご紹介します。

2017年に商標評審委員会が出した審決総数は16.9万件、その内、行政不服訴訟案件は、9,310件(対前年>敗因分析<

##### (i)事情の変更の急増

事情の変更による敗訴は前年比3倍以上であるが、商標出願の拒絶を商標評審委員会も認めた事件で、裁判では登録の障害となった先の権利が排除されるなど事情が変わった事例を示している。第二審でも22%と高い比率を示し、救済方法を検討する時期にある。これは大量な商標出願に対する審査の法定期間や中断の条件の問題から生じている。なお、商標出願審査では下記の場合を除き、審査を中断しない。①引用商標が既に3年間連続不使用や無効取消の手続き中である;②引用商標が既に異議申立手続き中である;③引用商標が既に名義変更、更新、譲渡の手続き中である。

##### (ii)新証拠の採用の増加

新証拠の採用による敗訴は、第一審2.5%増加、第二審は12.6%と5%増加している。裁判所は訴訟において提出された証拠を当事者の利益保護や紛争解決のために確認する立場ではあるが、当事者が審査や審判手続きで提出すべき証拠を提出していないことについて、司法的観点からは問題があると警鐘を鳴らしている。






##### (iii)商標共存契約と類似判断の傾向

商標法には商標の類似判断に共存契約妥当性の規定はないが、実務上、商標評審委員会や裁判所において、類似判断の要因として認められてきている。こうしたなか、2016年12月26日の最高人民法院がGoogle社の「NEXUS」商標登録出願の拒絶査定再審事件((2016)最高法行再103号)で、Google社と引用登録商標の所有である株式会社シマノ(自転車用コンピュータ)との共存契約を受け入れ、Google社が使用予定のハンドヘル

比+74%)、審決に対する提訴率も5.5%に増加した。第二審に上訴された案件数は2,614件(対前年比+5%)、更に最高人民法院などに再審請求された案件数は165件と小幅に増加している。なお、第一審での判決は6,330件、内敗訴は1,594件(25%)、第二審で敗訴は977件(37%)と夫々前年比微増である。

商標評審委員会敗訴原因	2017年	2016年
事情の変更	28.4%	8%
商標類似	21.1%	20.5%
新証拠の採用	13.6%	11%
連続3年間不使用	13%	12.6%
商標の顕著性	6.8%	9.7%
商品の類似	5.4%	14.2%
法第10条1項(8)号(公序良俗)	5.4%	2.1%
共存契約	4.1%	4.5%
法第13条(馳名商標)	6%	4.8%

#### 2017年に認可された共存契約事例の一部

登録番号	出願商標	区分	引用商標
12577591		9	
16181926	MIDO	35	mido
G957800		18	VALENTINO
11029262		9	BROOKS
G1203083	SIAMP	11	SLAMP
15273646		25	BENCH

ドコンピュータなど製品は類似商品での使用に該当しないと判断し、この判決を受けて、2017年の司法実務における共存契約の判断は大きく改善している。しかし、中国では共存契約があれば、すべて登録が認められるものではなく、誤認混同などの有無に注意が必要である。

参考サイトは下記の通り。

[http://home.saic.gov.cn/spw/fwtx/201806/t20180619\\_274666.html](http://home.saic.gov.cn/spw/fwtx/201806/t20180619_274666.html)

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

